

第4回清瀬市使用料審議会会議録（要旨）

会 議 名：第4回清瀬市使用料審議会

事 務 局：企画部財政課財政係

開催場所：男女共同参画センター4階会議室1

日 時：平成25年11月28日（木曜日）午後6時30分～午後8時30分

出席者：委員6名（辻会長、小俣委員、川原委員、堀川委員、梅原委員、
金子委員）

その他6名（企画部長、財政課長、子育て支援課長、財政課財政係長、
他2名）

欠席者：4名（内野会長職務代理、堀委員、木下委員、稲田委員）

傍聴者数：1名

会議次第

1. 開会
2. 第2回及び第3回議事録（要旨）の確認
3. 議題
 - （1）認可保育園における保育料適正化について
 - （2）答申（案）について
 - （3）その他
4. 閉会

審議経過

1. 開会

会長より開会の挨拶

2. 前々回及び前回会議録の確定について

会長が各委員に対して確認し、原案のとおり可決され、確定。

3. 議題

(1) 認可保育園における保育料適正化について

事務局より下記の資料について説明

- ・資料 8-1～4

「現基準額表 47. 6%と新基準額表 49. 0%の比較表」

- ・資料 9-1～4

「新基準額表と将来基準額表との比較表」

(委員からの意見・質問)【「⇒」以降は事務局の回答】

- ・将来像を考えると、改定率が中間層まで均等で高階層にもう少し負担をしてもらう資料 8-3 か資料 8-4 が良いのではないか。
- ・産休や育児休暇を取得し、職場に復帰した後のことを考えると、所得課税額が変化することが予想される。それにより、保育料が大幅に変化するの
は良くないのではないか。
- ・資料 8-3 と資料 8-4 を比較すると、資料 8-4 は中間層の保育料に幅
を設けているので、所得課税額が変化しても保育料が大幅に変化すること
は少なくなるのではないか。
- ・階層間での保育料の幅を揃える点に着目すると、D7-1 階層を D6 階層
に近づけるために改定額を低くして、D8-2 階層を D9 階層に近づける
ために改定額を高くすることも考えたが、特定の階層である D8-2 階層
だけ改定額が極端に高くなってしまう。
- ・資料 8-3 を見ると、他の階層は保育料に幅があるにも関わらず、2つに
分けた階層の保育料が 400 円程度しか差がないのは、客観的に見ると違
和感がある。階段状に差を設けた方が、所得に応じて保育料を支払うとい
うことが市民に理解してもらえるのではないか。

☆保育料の改定幅は、「(決定事項)」の意見のとおり資料 8-4 で決定した。

次に、第 3 回の審議会でも未決定となっていた D-1 階層の保育料について
審議した。

- ・多摩 26 市の D1 階層の保育料を比較すると、清瀬市は高いと思うので、
6, 800 円にするべきではないか。
- ・他の階層で保育料額が増額している中で、D1 階層だけ減額というのは難

しいのではないか。

- ・資料8-4と将来基準額表とを比較した資料9-4を見ると、D1階層の保育料が7,200円となっているが、将来的にはこの保育料が妥当ということなのか。

⇒以前は、B階層及びC階層は据置き、D1階層から保育料を改定するという審議会の方針であったことから、D1階層の保育料を全て7,200円としていた。将来的にD1階層の保育料が7,200円で妥当という訳ではない。

- ・D1階層の保育料については、低階層に対する配慮は必要と考えるが、他の階層との兼ね合いを考えると、据置が妥当ではないか。

☆事務局より、収入額（参考）は、その階層の最低額ではなく、その年度に該当している階層毎の単年度の所得額の平均値に近い数値から抽出した値である旨の説明をした。

☆D1階層の保育料は、「(決定事項)」の意見のとおり7,000円で決定した。

(決定事項)

保育料の改定は、以下の意見のとおり「資料8-4、D1:7,000円スタート」に決定した。

- ◇国基準額表に対して市が肩代わりしている保育料は、上位階層に行くほど高くなるため、上位階層の改定率を傾斜的に上げる。
- ◇所得の変化によって保育料が急激に変化しないように、D7-1階層・D7-2階層及びD8-1階層・D8-2階層の保育料に幅を設ける。
- ◇D1階層の保育料については、低階層に対する配慮は必要と考えるが、他の階層との兼ね合いを考えると、据置が妥当である。

(2) 答申（案）について

事務局より答申（案）について説明し、意見交換を行った。

(委員からの意見・質問)【「⇒」以降は事務局の回答】

- ・幼稚園が認定子ども園になっているのは何園か。

⇒7園中4園である。

☆事務局より、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定子ども園について、利用料を保育料の形で設定されることが予想されるが、不透明な部分があり、今後の動向に注視する必要がある旨の説明をした。

- ・平成26年4月に消費税率が8%に改定されることを考えると、保育料改定の時期は、平成26年10月にすべきではないか。
- ・他市と比べると低い徴収割合を他市並みに合わせるようとしているので、改

定時期を遅らすと、市の財政を圧迫するのではないか。そう考えると、今回の平成26年4月での保育料改定は止むを得ないのではないか。

- ・「市の負担が増える」という文言に目が行ってしまうので、保育料改定は段階的に改定した方が良いとか、このままだと他の福祉にお金が回らない等の文言があっても良いのではないか。
- ・前回の改定は、大幅な改定であったため段階的に改定したが、今回の改定は段階的に改定する程のものではないと考える。
- ・消費税率の改正もあり、負担が大変な時期の改定ということで、苦渋の決断という文言を入れてはどうか。
- ・看護師が各園に配置する等、保育の質の向上に努める旨の文言を入れてもらえれば、保護者の納得も得られるのではないか。

⇒現在、審議中の子ども子育て会議で、子育て支援事業計画を平成27年度に策定予定である。現在、アンケート調査を行いニーズの分析調査をしているので、それを反映させ、保育の質の向上に努めたい。

☆事務局より修正及び追加事項がある場合については、FAX、メール又は郵送にて12月4日（水）17時（必着）までに事務局に提出し、事務局で反映させた答申（案）を第5回の審議会で提示して審議することとなった。

（3）その他

第5回の審議会の日程は、下記のとおり決定している旨確認した。

- ・第5回：平成25年12月12日（木）午後7時00分～

4. 閉会